

令和2年12月23日

保護者の皆様

東久留米市立東中学校

校長 松田 正

感染症に罹患した際の治癒証明書ご提出のお願い

寒冷の候、保護者の皆様におかれましては益々御健勝のこととお慶び申し上げます。日頃の本校の教育活動にご理解とご協力をいただきまして、感謝申し上げます。

さて、この冬は新型コロナウイルス感染症と他の感染症との判断が難しい状況が発生しております。そこで裏面にあるような感染症について、お子様が、医師により学校で予防すべき感染症と診断された場合は、本人の休養と他生徒への感染予防の観点から、出席停止（欠席扱いにしない）措置をとることとします。

なお、出席停止の期間中は、ご家庭でゆっくり休養させていただき、医師による登校許可が出ましたら、治癒証明書（費用がかかります）を受け取り、担任までご提出ください。保護者の皆様にはお手数をおかけする形となり、大変申し訳ありませんが、感染症拡大防止のためご理解ご協力の程、お願い申し上げます。

【お問い合わせ】

養護教諭 上野 愛佳

電話 042 (471) 2765

学校感染症の分類表

第1種とは、感染症予防法の1類感染症及び2類感染症（結核を除く。）のことで、

第2種とは、飛沫感染する感染症で生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高いものです。

第3種とは、学校の教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるものです。

分類	病名	出席停止の基準	
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで	
第2種	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下線の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで	
	風疹（3日はしか）	発疹が消失するまで	
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化するまで	
	咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が消失した後2日間を経過するまで	
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで		
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	その他の感染症	溶連菌感染症	適正な抗菌剤の治療を開始後24時間を経て <u>全身の状態が良ければ登校可能</u>
		ウイルス性肝炎	A型・E型：肝機能の正常化の後登校可能 B型・C型：出席停止は不要
		手足口病	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、 <u>治癒期は全身状態が改善すれば登校可</u>
		伝染性紅斑	発疹（リンゴ病）のみで全身状態が良ければ登校可能
		ヘルパンギーナ	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、 <u>治癒期は全身状態が改善すれば登校可</u>
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、 <u>全身の状態が良ければ登校可能</u>
		感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）	下痢・嘔吐症状が軽快し、 <u>全身状態が改善されれば登校可能</u>
		アタマジラミ	出席可能（タオル、櫛、ブラシの共用は避ける）
		伝染性軟属腫（水いぼ）	出席可能（多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける）
伝染性膿痂疹（とびひ）	出席可能（プール、入浴は避ける）		